

# かづの土地改良区 令和7年度 配水計画

## 第1章 取水の基本事項

### (取水口等の位置)

第1条 取水口の位置は次のとおりとする。

#### 1. 花輪大堰頭首工

古放堰①	鹿角市花輪字堰根川原
久保田堰②	鹿角市花輪字下花輪
五助堰③	鹿角市花輪字寺ノ後
大堰直接④	鹿角市花輪字扇ノ間

#### 2. 福士川

用野目堰⑤	鹿角市花輪字六月田
鏡田堰⑥	鹿角市花輪字囲田
狐平堰⑦	鹿角市花輪字荒田
下川原堰⑧	鹿角市花輪字新川原
高屋堰⑨	鹿角市花輪字高屋
3. 根瀬堰取水口	鹿角市八幡平字永田根瀬
4. 夏井取水口	鹿角市八幡平字下田表
5. 岩崎取水口	鹿角市八幡平字中田表
6. 横手川端取水口	鹿角市八幡平字横手東
7. 西館取水口	鹿角市八幡平字西館
8. 一の渡取水口	鹿角市八幡平字小山
9. 長内下取水口	鹿角市八幡平字長内
10. 桃枝取水口	鹿角市八幡平字旗本
11. 長牛取水口	鹿角市八幡平字八升地
12. 末広取水口	鹿角市十和田毛馬内字下新田
13. 腰廻取水口	鹿角市十和田大湯字箕ノ輪
14. 松館揚水機取水口	鹿角市八幡平字岩淵
15. 土深井ため池	鹿角市十和田末広字葛峯
16. 林崎取水口	鹿角市八幡平字林崎
17. 沢内取水口	鹿角市八幡平字薬師川原

### (取水量等)

第2条 最大取水量は次の表のとおりとする。

	代かき期	普通期	非かんがい期
1. 花輪大堰頭首工	5月11日から	5月26日から	
	5月25日まで	8月28日まで	
古放堰①	0.170 m <sup>3</sup> /s	0.127 m <sup>3</sup> /s	
久保田堰②	0.334 m <sup>3</sup> /s	0.244 m <sup>3</sup> /s	
五助堰③	0.233 m <sup>3</sup> /s	0.162 m <sup>3</sup> /s	
大堰直接④	0.063 m <sup>3</sup> /s	0.046 m <sup>3</sup> /s	

2. 福士川	5月 11 日から	5月 26 日から	
	5月 25 日まで	8月 28 日まで	
用野目堰⑤	0.344 m <sup>3</sup> /s	0.242 m <sup>3</sup> /s	
鏡田堰⑥	0.143 m <sup>3</sup> /s	0.099 m <sup>3</sup> /s	
狐平堰⑦	0.157 m <sup>3</sup> /s	0.114 m <sup>3</sup> /s	
下川原堰⑧	0.272 m <sup>3</sup> /s	0.197 m <sup>3</sup> /s	
高屋堰⑨	0.162 m <sup>3</sup> /s	0.120 m <sup>3</sup> /s	
3. 根瀬堰取水口	5月 11 日から	5月 26 日から	
	5月 25 日まで	8月 28 日まで	
	0.203 m <sup>3</sup> /s	0.182 m <sup>3</sup> /s	
4. 夏井取水口	5月 11 日から	5月 26 日から	
	5月 25 日まで	8月 31 日まで	
	0.296 m <sup>3</sup> /s	0.268 m <sup>3</sup> /s	
5. 岩崎取水口	5月 11 日から	5月 26 日から	
	5月 25 日まで	8月 28 日まで	
	0.298 m <sup>3</sup> /s	0.270 m <sup>3</sup> /s	
6. 横手川端取水口	5月 11 日から	5月 26 日から	
	5月 25 日まで	8月 31 日まで	
	0.298 m <sup>3</sup> /s	0.267 m <sup>3</sup> /s	
7. 西館取水口	5月 11 日から	5月 26 日から	
	5月 25 日まで	8月 28 日まで	
	0.102 m <sup>3</sup> /s	0.093 m <sup>3</sup> /s	
8. 一の渡取水口	5月 11 日から	5月 26 日から	
	5月 25 日まで	8月 31 日まで	
	0.550 m <sup>3</sup> /s	0.432 m <sup>3</sup> /s	
9. 長内下取水口	5月 5 日から	5月 15 日から	
	5月 14 日まで	9月 10 日まで	
	0.299 m <sup>3</sup> /s	0.268 m <sup>3</sup> /s	
10. 桃枝取水口	5月 11 日から	5月 26 日から	
	5月 25 日まで	8月 28 日まで	
	0.257 m <sup>3</sup> /s	0.235 m <sup>3</sup> /s	
11. 長牛取水口	5月 11 日から	5月 26 日から	
	5月 25 日まで	8月 28 日まで	
	0.297 m <sup>3</sup> /s	0.269 m <sup>3</sup> /s	
12. 末広取水口	5月 1 日から	5月 26 日から	
	5月 25 日まで	8月 31 日まで	
	0.552 m <sup>3</sup> /s	0.419 m <sup>3</sup> /s	
13. 腰廻取水口	5月 1 日から	5月 26 日から	
	5月 25 日まで	8月 31 日まで	
	1.025 m <sup>3</sup> /s	0.820 m <sup>3</sup> /s	

14. 松館揚水機 取水口	5月1日から	5月21日から	
	5月20日まで	8月31日まで	
	0.333 m <sup>3</sup> /s	0.333 m <sup>3</sup> /s	
16. 林崎取水口	5月11日から	5月26日から	
	5月25日まで	8月28日まで	
	0.250 m <sup>3</sup> /s	0.220 m <sup>3</sup> /s	
17. 沢内取水口	5月11日から	5月26日から	
	5月25日まで	8月30日まで	
	0.480 m <sup>3</sup> /s	0.430 m <sup>3</sup> /s	

## 第2章 各配水ブロックへの配水量及び配水期間

(配水ブロック)

第3条 本地区の配水ブロックは別紙1に定めるとおりとする。

(配水量及び配水期間)

第4条 配水ブロックへの配水量及び配水期間は次の表のとおりとする。また配水量は標準的な水量であり、河川の流況や天候等を勘案して配水することとなる。

期間 ブロック	代かき期	普通期	非かんがい期
	5月11日から 5月25日まで	5月26日から 8月28日まで	8月29日から 翌年5月10日まで
1. 花輪大堰頭首工			
古放堰①	0.170 m <sup>3</sup> /s	0.127 m <sup>3</sup> /s	
久保田堰②	0.334 m <sup>3</sup> /s	0.244 m <sup>3</sup> /s	
五助堰③	0.233 m <sup>3</sup> /s	0.162 m <sup>3</sup> /s	
大堰直接④	0.063 m <sup>3</sup> /s	0.046 m <sup>3</sup> /s	
2. 福士川			
用野目堰⑤	0.344 m <sup>3</sup> /s	0.242 m <sup>3</sup> /s	
鏡田堰⑥	0.143 m <sup>3</sup> /s	0.099 m <sup>3</sup> /s	
狐平堰⑦	0.157 m <sup>3</sup> /s	0.114 m <sup>3</sup> /s	
下川原堰⑧	0.272 m <sup>3</sup> /s	0.197 m <sup>3</sup> /s	
高屋堰⑨	0.162 m <sup>3</sup> /s	0.120 m <sup>3</sup> /s	
3. 根瀬堰取水口	0.203 m <sup>3</sup> /s	0.182 m <sup>3</sup> /s	
5. 岩崎取水口	0.298 m <sup>3</sup> /s	0.270 m <sup>3</sup> /s	
7. 西館取水口	0.102 m <sup>3</sup> /s	0.093 m <sup>3</sup> /s	
10. 桃枝取水口	0.257 m <sup>3</sup> /s	0.235 m <sup>3</sup> /s	
11. 長牛取水口	0.297 m <sup>3</sup> /s	0.269 m <sup>3</sup> /s	
期間 ブロック	代かき期	普通期	非かんがい期
	5月11日から 5月25日まで	5月26日から 8月31日まで	9月1日から 翌年5月10日まで
4. 夏井取水口	0.296 m <sup>3</sup> /s	0.268 m <sup>3</sup> /s	
6. 横手川端取水口	0.298 m <sup>3</sup> /s	0.267 m <sup>3</sup> /s	
8. 一の渡取水口	0.550 m <sup>3</sup> /s	0.432 m <sup>3</sup> /s	

期間 ブロック	代かき期 5月 5日から 5月 14日まで	普通期 5月 15日から 9月 10日まで	非かんがい期 9月 11日から 翌年 5月 4日まで
9. 長内下取水口	0.299 m <sup>3</sup> /s	0.268 m <sup>3</sup> /s	

期間 ブロック	代かき期 5月 1日から 5月 25日まで	普通期 5月 26日から 8月 31日まで	非かんがい期 9月 1日から 翌年 4月 30日まで
12. 末広取水口	0.552 m <sup>3</sup> /s	0.419 m <sup>3</sup> /s	
13. 腰廻取水口	1.025 m <sup>3</sup> /s	0.820 m <sup>3</sup> /s	

期間 ブロック	代かき期 5月 1日から 5月 20日まで	普通期 5月 21日から 8月 31日まで	非かんがい期 9月 1日から 翌年 4月 30日まで
14. 松館揚水機 取水口	0.333 m <sup>3</sup> /s	0.333 m <sup>3</sup> /s	

配水期間	かんがい期間	非かんがい期
15. 土深井ため池	3月 31日から 9月 10日まで	9月 11日から 翌年 3月 30日まで

期間 ブロック	代かき期 5月 11日から 5月 25日まで	普通期 5月 26日から 8月 28日まで	非かんがい期 8月 29日から 翌年 5月 10日まで
16. 林崎取水口	0.250 m <sup>3</sup> /s	0.220 m <sup>3</sup> /s	

期間 ブロック	代かき期 5月 11日から 5月 25日まで	普通期 5月 26日から 8月 30日まで	非かんがい期 8月 31日から 翌年 5月 10日まで
17. 沢内取水口	0.480 m <sup>3</sup> /s	0.430 m <sup>3</sup> /s	

(配水ブロックの代表者及び連絡先)

第5条 各配水ブロックの代表者及び連絡先は別紙2のとおりとする。

第3章 その他

(関係機関)

第6条 本地区の利水調整に係る関係機関は別紙3のとおりとする。

(別紙1) かづの土地改良区配水ブロック図

別図のとおり

(別紙2) かづの土地改良区配水ブロックの代表者及び連絡先

配水ブロック	代表者	連絡先
1. 花輪大堰頭首工		
古放堰①	田中 政行	
久保田堰②	田中 政行	
五助堰③	田中 政行	
大堰直接④	山本 常雄 川又 節雄 高屋 勉	
2. 福士川		
用野目堰⑤	米村 操	
鏡田堰⑥	米村 操	
狐平堰⑦	石井 将春	
下川原堰⑧	佐藤 茂夫	
高屋堰⑨	橋場 義則	
3. 根瀬堰取水口	根本 隆嘉	
4. 夏井取水口	阿部 忠良	
5. 岩崎取水口	阿部 忠良	
6. 横手川端取水口	阿部 一敏	
7. 西館取水口	阿部 博	
8. 一の渡取水口	浅石 昌敏	
9. 長内下取水口	戸舘 守	
10. 桃枝取水口	稻垣 公博	
11. 長牛取水口	佐々木 忠臣	
12. 末広取水口	村木 春夫	
13. 腰廻取水口	湯沢 茂 田口 誠三	
14. 松館揚水機取水口	似鳥 吉英	
15. 土深井ため池	尾崎 嘉彦	
16. 林崎取水口	田中 広栄	
17. 沢内取水口	館花 一仁	

※上記は個人情報を含むものであるため、連絡先はかづの土地改良区が保管し、各ブロック代表者はブロック内に周知するものとする。

(別紙3) かづの土地改良区 関係機関

協議対象	意見聴取
・かづの土地改良区 ・各ブロック水利組合 ・秋田県 ・鹿角市	・かづの農業協同組合 ・鹿角市農業委員会